

(平成22年9月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 10 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月から 51 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 39 年*月に国民年金に加入し、それ以降は3 か月ごとに公民館において、自分と家族の保険料を一緒に納付していた。申立期間当時、A 地区では、国民年金保険料の集金業務を B 団が行っており、私も B 団員であったため、当該集金業務を定期的に担当していた。A 地区は 50 世帯ほどの農村集落であり、全世帯が親戚のような状況の中で、未納ということは絶対にないので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住している A 地区の住民の証言によると、「昭和 36 年 4 月から、当該地区において B 団による公民館での国民年金保険料の集金業務が始まり、世帯の代表者が世帯分の保険料を納付していた。」としている上、申立期間当時の C 市 D 連絡所の職員も、「B 団が国民年金保険料を持参していたことを覚えている。」と証言している。

また、申立人は、申立期間当時の納付方法について、極めて記憶が具体的であるとともに、申立期間当初の国民年金保険料の納付金額を覚えており、これは当時の保険料の金額とおおむね一致している上、申立人が一緒に国民年金保険料を納付していたとする同居の両親の国民年金加入期間について未納は無く、申立期間の保険料は納付済みとなっている。

さらに、申立人は、B 団員として国民年金保険料の集金業務にも定期的に携わっており、納付意識が高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月から49年12月まで
私は、昭和47年3月に結婚し、A地区に住所を移した。結婚後は夫と一緒にB団に国民年金保険料を納付していたが、同年4月から49年12月までの期間が未納となっている。申立期間とそれより後の納付済みになっている50年1月以降の期間では、納付方法は全く変わっておらず、また、夫もB団において保険料の集金業務に携わっていた上、集落内の全世帯が親戚のような状況のA地区において未納であったはずがないので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年3月*日に婚姻しC市A地区に住所を移しているが、申立人の国民年金手帳には、同日に、婚姻前に未納であった期間(46年9月から47年3月までの期間)の保険料をC市において一括納付した記録が確認できることから、未納期間の保険料を納付し、結婚後も将来に向けて国民年金保険料を納めていこうとする意思がうかがえる。

また、申立人は、申立期間及びそれより後の期間の国民年金保険料を夫及びその両親の保険料とともに集金業務を行っていたB団に納付したとしているところ、夫の両親について申立期間は納付済みとなっている。

さらに、申立人が居住しているB地区の住民の証言によると、「昭和36年4月から、当該地区においてB団による公民館での国民年金保険料の集金業務が始まり、世帯の代表者が世帯分の保険料を納付していた。」としている上、申立期間当時のC市D連絡所の職員も、「B団が国民年金保険料を持参していたことを覚えている。」と証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社（現在は、C社）の資格取得日に係る記録を昭和40年3月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を40年3月及び同年4月は3万6,000円、同年5月は3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月12日から同年6月1日まで

A社とB社に勤務したが、両事業所の厚生年金保険の被保険者記録の間に3か月の欠落がある。退職したのではなく、同じ場所で継続して同じ仕事をしていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から、申立人がB社に継続して勤務（昭和40年3月12日にA社から関連企業であるB社に異動）していたことが認められる。

また、申立人と同時期にA社からB社に異動した同僚は、「両事業所の社会保険及び給与の担当者は同一人であり、申立期間の3か月のみ厚生年金保険料を控除されなかったことはないと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るB社における昭和40年6月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録及び35年5月から40年4月までの期間に適用された標準報酬月額等級表から、40年3月及び同年4月を3万6,000円、同年5月を3万9,000円とすることが妥当である。

一方、B社は昭和40年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所としての記録が無い。しかし、同社に係る商業登記簿謄本により、同社は同年3月12日に設立されたことが確認できる上、同僚の供述から同社は申立期間において常時5人以上の従業員が勤務していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において、適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年7月18日、同年12月18日、16年7月22日、同年12月21日、17年7月29日及び同年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における当該期間の標準賞与額に係る記録を15年7月18日は14万4,000円、同年12月18日は36万円、16年7月22日及び同年12月21日は36万9,000円、17年7月29日は18万8,000円、同年12月20日は39万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月18日
② 平成15年12月18日
③ 平成16年7月22日
④ 平成16年12月21日
⑤ 平成17年7月29日
⑥ 平成17年12月20日

平成15年から17年まで賞与が6回支払われていて、厚生年金保険料も引かれているのに、年金記録には記載されていない。調査の上、訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間において

A事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 7 月 18 日は 14 万 4,000 円、同年 12 月 18 日は 36 万円、16 年 7 月 22 日及び同年 12 月 21 日は 36 万 9,000 円、17 年 7 月 29 日は 18 万 8,000 円、同年 12 月 20 日は 39 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとすることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和40年8月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月13日から同年9月1日まで

私は、昭和40年8月に、D社（現在は、E社）からA社B工場へ管理責任者として出向した。その際の辞令も持っている。勤務地は変更になったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者記録に空白期間は無いはずである。調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録及び申立人が所持している辞令から判断すると、申立人はD社及びD社の関連会社であるA社B工場に継続して勤務し（昭和40年8月13日にD社からA社B工場へ出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和40年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、E社では不明としているが、社会保険事務所の記録におけるA社B工場の資格取得日が、雇用保険における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が資格取得日を昭和40年9月1日と届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から46年3月まで

当時、大学生であった私に、父は頑固に「国民年金に加入するのは国民の義務である。結婚するまでは払ってやるから。」と言って加入してくれた。実際には、結婚後もしばらくは代わりに納付してくれていた。

今回のように、未払いであると通知され残念でならず、せつせと納付してくれた父を思うと強い憤りを感じる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった際に申立人の父が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年11月12日に夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

また、申立人が婚姻前に居住していたA市B区（現在は、A市C区）においては、申立人に係る国民年金の記録は確認できず、婚姻後に居住していたD市が保管する申立人に係る被保険者名簿においては、昭和46年4月以降の保険料については納付が確認できるものの、同年3月以前の保険料については納付が確認できず、それは国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）の記録と一致する。これらを考え合わせると、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、現年度納付が可能であった46年4月以降の保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の父は既に亡くなっていることから、当時の加入手続及び保険料の納付状況等が不明である上、婚姻後の保険料納付についても記

憶があいまいである。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 6 月から 44 年 2 月までの期間、45 年 1 月から同年 11 月までの期間及び同年 12 月から 46 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 6 月から 44 年 2 月まで
② 昭和 45 年 1 月から同年 11 月まで
③ 昭和 45 年 12 月から 46 年 3 月まで

申立期間①について、教師として働いていた母が、大学生であった私に代わって、国民年金の加入手続をして保険料を納付してくれた。

申立期間②について、昭和 45 年 1 月に会社を退職した後、自分で役所にて加入手続をして保険料を納付した。

結婚後の申立期間③について、私が夫婦の国民年金保険料をまとめて納付していた。昭和 46 年 3 月ごろからはしばらくヨーロッパに滞在していたが、日本を発つ前に夫婦二人分の保険料を義母に預けておいた記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入時期について、20 歳になった際に申立人の母が手続をしてくれたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 46 年 11 月 12 日に夫婦連番で払い出されていることが確認できる。また、41 年 6 月 1 日には、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されているものの、資格取消し処理がなされていることが確認でき、それ以外には申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が無いことから、申立人は 46 年秋ごろに国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、婚姻前の申立期間①及び②の期間において、申立人が居住していた A 市 B 区には、当時の国民年金の記録は残されていない。

さらに、婚姻後の申立期間③の期間において、申立人が居住していた C 市

が保管する申立人に係る被保険者名簿において、昭和 46 年 4 月以降の保険料については納付が確認できるものの、同年 3 月以前の保険料については納付が確認できず、それは国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）の記録と一致する。それらを考え合わせると、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、現年度納付が可能であった同年 4 月以降の保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人は申立期間①の国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の母に当時の状況を確認することができず、自身が納付したとする申立期間②及び③についても記憶があいまいである。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年12月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年12月から13年3月まで
20歳になった時、母がA町役場で国民年金の加入手続を行った。その際、職員から学生納付特例制度について説明を受けたが「いずれ払わないといけないのであれば、初めから払っておこう。」と考え、学生納付特例の申請は行わず、国民年金保険料を納付した。また、申請期間が4か月間という中途半端な学生納付特例の申請をするなど考え難い。納付済み期間とされていないのは納付できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことの根拠の一つとして、4か月間という中途半端な期間の学生納付特例を申請するとは考え難いとしているが、当該申請は年度ごとに行う仕組みであることから、申立人が国民年金に加入した時点において申請可能であったのは平成13年3月までの期間のみで、申立人に係る学生納付特例の申請は同年1月16日に申請がなされ、同年1月31日に申立期間の学生納付特例の申請が承認されており、事務処理について不自然さはみられない。

また、国民年金の加入手続及び保険料納付はすべて母が行ったとしており、申立人は直接関与しておらず、申立人の母も加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付方法について具体的に記憶していない。

加えて、申立期間は基礎年金番号が導入された平成9年以降であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適正に行われていなかったとは考え難く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 13 年 6 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 6 月から同年 10 月まで

ねんきん特別便にて平成 13 年 6 月から同年 10 月までの国民年金保険料が未納であることが分かった。申立期間に係る国民年金保険料は A 市役所にて一括で納付した記憶がある。申立期間について、保険料を納付していたはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ったと述べているところ、オンライン記録によると申立人の国民年金の資格再取得日は平成 14 年 6 月 29 日と記録されており、申立期間は未加入期間となることから、国民年金保険料は納付することができない。

また、オンライン記録を基に旧姓を含む複数の読み方で氏名検索を行ったが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されている記録は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間の保険料の納付時期及び保険料額に係る記憶があいまいである上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 12 月から 56 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 12 月から 56 年 10 月まで

私が、昭和 55 年 12 月に厚生年金保険の適用事業所である会社を退職し、56 年 11 月に別の厚生年金保険の適用事業所である会社に就職するまでのアルバイト期間について、母親が国民年金保険料を納付してくれていたと聞いている。また、申立期間当時、A 区役所において、母親の名前の読み間違いや両親の納付記録漏れがあったこともあり、申立期間が未加入とされていることに納得がいかないので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 12 月に厚生年金保険の適用事業所である会社を退職し、56 年 11 月に別の厚生年金保険の適用事業所である会社に就職するまでのアルバイト期間について、母親が国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、62 年 5 月 19 日に払い出されており、申立期間は、未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間である上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の希望により、申立人の母親から証言を得ることができないことから、当時の加入手続及び国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人は、「申立期間当時、A 区役所において、母親の名前の読み間違い及び両親の納付記録漏れがあった。」と主張しているところ、申立人の母親の国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、申立人の母

親の名前が訂正されていること、及び両親共に一部の国民年金保険料の納付済み期間が追加処理されていることが確認できるが、このことをもって申立期間の国民年金保険料の納付を推認することはできない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年12月まで

昭和47年ごろ、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって支払うように通知がきた。A校で、国民年金の加入手続をして、夫婦二人分の45年4月から47年3月までの国民年金保険料をさかのぼって支払った。領収書も残っているが、領収印がないため、納付したことが認められない。調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦二人分の昭和45年4月から47年3月までの領収印のない納付書・領収証書を所持しており、これが申立期間における国民年金保険料の納付を示す資料であると主張しているが、申立人は、領収印のない納付書・領収証書とは別に領収印が確認できる夫婦二人分の国民年金保険料現金領収証書を所持しており、同領収証書により、申立人の妻については45年4月から47年3月までの保険料を48年2月に納付したことが確認でき、申立人については47年1月から同年3月までの保険料を49年2月に納付したことが確認できる上、同領収証書の申立人及びその妻の保険料納付が確認できる期間は、申立人が申立期間の納付を示す資料であると主張する納付書・領収証書に記載された期間と重なっており、同じ期間の保険料を二度に渡って納付するとは考え難いことから、申立人が申立期間の保険料を納付した根拠としている領収印のない納付書・領収証書は使用されなかったと考えられる。

また、申立人及びその妻が国民年金保険料現金領収証書で納付した期間においては、上述のとおり、夫婦が異なる期間の保険料を別々の日に納付したことが確認でき、「夫婦二人分をまとめて納付した。」という主張と符合しない。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びB市が保管していた申立人に係る国民年金被保険者名簿においても、申立期間は未納となっている上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 5 月から 38 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月から 38 年 9 月まで

私の国民年金への加入記録を見ると、申立期間は国民年金に未加入であることが分かった。私は、中学卒業後、A 県 B 市において座敷の職人の見習いとして住み込みで働いていた。私は、加入手続や保険料の支払いにかかわっていないが、昭和 36 年 4 月に国民年金制度が始まってから、職人の親方が国民年金への加入手続及び保険料の支払いを行ってくれたはずである。納付記録がないのは納付できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月ごろ、住み込み先の職人の親方が国民年金への加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年 1 月 23 日に申立人及びその妻が連番で払い出されていることが確認でき、これ以前に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、B 市が保管する国民年金被保険者名簿においても申立人の記録が見当たらないことから、申立人はこのころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人は、申立期間における国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ってくれたとする職人の親方は、既に亡くなっているため、申立内容について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間③において、厚生年金保険の被保険者となることができない事業主であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 11 月 5 日から 46 年 2 月 1 日まで
② 昭和 60 年 4 月 1 日から 63 年 3 月 31 日まで
③ 昭和 62 年 3 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日まで
④ 平成 2 年 3 月 1 日から 19 年 12 月 13 日まで

申立期間①について、A社、B社、C社、D社、E社に勤務した後、F社に勤務した。それぞれの勤務期間は6か月から2年までの間であった。

申立期間②について、G社に勤務した。そのころは景気が良く、社員は30人ほどいた。

申立期間③について、H社の事業主であった。私自身も従業員3人と同じ給料制であった。

申立期間④について、I社に勤務していた。J社から社名変更した時に私自身が事業主となった。

申立期間①から④において、働いていたことは間違いないので調査し、厚生年金保険の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、申立人が主張する事業所所在地を管轄する法務局に商業登記は確認できるが、当該事業所及び名称変更後の事業所名において、それぞれの事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、申立人が記憶している事業主の氏名は商業登記からは確認できず、同僚の氏名も不明であり、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

B社は、申立人が主張する事業所所在地を管轄する法務局に商業登記は確認できるが、申立人が記憶している事業主の氏名は商業登記からは確認できないため、申立期間に係る申立人の勤務状況や厚生年金保険料控除について、申立期間に在籍していた複数の同僚に照会したが、これらの事実を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名は見当たらず、健康保険番号に欠番は無い。

C社及びD社の元事業主及び同僚の証言から申立人が両社に勤務していたことは推認できる。

しかし、両社はすでに厚生年金保険の適用事業所ではなく、事業主は「保管している書類の中に申立人に係る記録は確認できない。また、社会保険事務を行っていた当時の事務担当者は死亡しているため、確認することができない。」と述べている。

さらに、申立期間において両社に勤務していたとする申立人と業務内容の同質性の高い同僚にも両社における厚生年金保険の記録は確認できない。

加えて、申立期間に係る両社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険番号に欠番も無い。

E社は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できず、申立人の主張する事業所所在地を管轄する法務局に商業登記の記録は確認できない。

また、申立人は、同僚の氏名を記憶していないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

F社について、同社が加入している組合に係る厚生年金保険の得喪手続を行っている事務組合から、「F社は昭和 40 年 1 月 1 日に労働保険の一括適用が行われ、51 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっている。加入当時からの記録を保管しているが申立人の氏名は確認できない。」旨の回答を得た。

また、同社の厚生年金保険の新規適用年月日は昭和 51 年 4 月 1 日であり、申立期間は、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

さらに、申立人は当時の同僚を記憶しておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、G社の事業主、上司及び同僚の証言から申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、同社はすでに厚生年金保険の適用事業所ではなく、当時の関係書類はすべて焼却されており、当時の事務担当者は死亡していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、事業主は、「営業社員の中には、固定月給制の者もいたが、ほとんどはフル込（車両及び車両に関する経費は会社負担で保険料等の諸経費は社員の個人負担）だった。社会保険事務所（当時）に記録が無いということは、フル込で厚生年金保険未加入であったと考えられる。」と証言している。

さらに、当該期間に在籍していた複数の同僚に、申立人の勤務状況や厚生年金保険料控除について照会したが、これらの事実を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

加えて、当該期間に係る同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険番号に欠番も無い。

なお、当該期間のうち、昭和 61 年 1 月から 62 年 3 月までの期間は国民年金保険料の免除期間となっており、当時、申立人は当該期間を国民年金の加入期間であると認識していたものと考えられる。

申立期間③について、H社は、申立人自身が事業主であった従業員 5 人未満の個人事業所であり、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できず、申立人の主張する事業所所在地を管轄する法務局に商業登記の記録は確認できない。

また、厚生年金保険法上、同保険の被保険者は適用事業所に使用される者に限られており、仮に、H社が適用事業所であったとしても、事業主は被保険者となることができない。

申立期間④について、I社は商業登記の記録は有るものの、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認することができず、申立期間に係る申立人の勤務状況や厚生年金保険料控除について、前事業主に照会したが、これらの事実を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

また、申立人は申立期間③及び④の途中で事業主となってからは社会保険事務所に対し、厚生年金保険料を納付した覚えは無いと述べている。

なお、申立期間③及び④のうち、平成 8 年 4 月から 11 年 3 月までの期間は国民年金保険料の免除期間となっている上、申立期間③及び④のうち、昭和 63 年 2 月から平成 3 年 1 月及び 8 年 5 月から現在に至るまで、申立人が居住している市において、国民健康保険の被保険者であることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①、②及び④における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらず、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。また、申立人が申立期間③において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月1日から34年11月1日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間のA社における厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

昭和31年10月からA社に継続して勤務していたので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の隣に居住していたという住人の証言から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社については、申立人が主張する所在地に厚生年金保険適用事業所として確認できず、また、事業所所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も確認できない。

また、申立人と一緒に勤務していた申立人の妻のA社での厚生年金保険の加入記録も無い。

さらに、A社の事業主は死亡しており、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できなかった。

加えて、同一県内に同一名称の事業所が適用事業所であることが確認できたが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の名前は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 818

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月ごろから同年 11 月 1 日まで
昭和 43 年 5 月ごろから A 社 B 局に勤務し、C の配達業務に就いていた。
試験を受けて正規の職員になったのは同年 11 月 1 日で、それまではアルバイトだった。

厚生年金保険料を給料から控除されていたか否かについての記憶は無いが、勤務していたことは間違いない。

調査して厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は A 社 B 局に就職した経緯、試験を受けて正規の職員になった経緯、業務内容などを具体的に記憶しており、申立期間に同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、D 企業年金基金（A 共済組合の後継組織）は、申立人の昭和 43 年 11 月 1 日以前の勤務記録は無く、申立期間の在籍は確認できないとしている。

さらに、申立期間当時、A 社 B 局において給料計算及び社会保険事務を担当していた同僚は、「申立人は昭和 42 年か 43 年の 10 月ごろに就職したと思うが、よく覚えていない。また、厚生年金保険の適用事業所であったか否か、定かな記憶は無い。」と述べており、ほかに証言を得られる同僚も無く、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 819 (事案 74 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月ごろから 34 年 3 月ごろまで

中学校を卒業後の昭和 28 年 4 月に A 社に就職し、34 年 3 月に退職した。事業所は個人事業所で社会保険に加入していなかったが、病弱の母もおり、健康保険証が必要だったので、事業主に頼み、29 年ごろか少なくとも 30 年までには社会保険に加入してもらった。

前回、誠意ある記憶をもって申し立てたが、申立てが却下され、残念で納得できない。記録ではなく、私の記憶を尊重していただきたい。

今回、事業主の妻からの在職証明書を提出するので、再度、審議願いたい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人の A 社における昭和 28 年 10 月 1 日から 34 年 4 月 1 日までの期間に係る申立てについては、当該事業所は、39 年 4 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時、適用事業所であったことが確認できないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 22 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は事業主の妻から申立期間に A 社に勤務していたことの証言が得られたとして、在職証明書を提出しており、また、申立人の兄も「弟は、中学校を卒業後すぐに就職した。」と述べていることから、申立人が中学校卒業後の昭和 28 年 4 月ごろから当該事業所に勤務していたことは推認できる。

一方、在職証明書には、昭和 29 年ごろには健康保険に加入していた記憶がある旨が記載されており、事業主の妻に確認したところ、「申立人から健康保険に加入してほしいという申出があったことははっきり覚えているが、

申出時期について、申立期間当時のことか昭和 39 年の再就職時のことかは覚えていない。また、申立期間に厚生年金保険の加入手続を行い、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたかも覚えていない。」旨を回答していることから、当該証明書は、A社が申立期間に厚生年金保険の適用事業所であったこと、及び申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認できるものではない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 820 (事案 318 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日に係る記録の訂正については、認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月4日から54年7月2日まで

私は、昭和51年5月4日付けでA社を法人登記した際に、併せて健康保険厚生年金保険新規適用届を自分で記入の上、社会保険事務所(当時)に提出した。この手続は、当時に発注があったB団地の造成工事を受注するためには、社会保険への加入が受注条件となっていたため行ったものと確信している。

前回の申立てにおいて、年金記録では、A社における厚生年金保険の適用は既に当該造成工事が終了した昭和54年7月からとなっているため、同社における厚生年金保険の適用を51年5月に訂正してほしいと申立てたが認められず、納得できない。

今回、新たに当時のことについて証言してくれる者が見付かったので、再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 昭和54年7月2日より前にA社に係る厚生年金保険の新規適用届が提出された形跡が見当たらないこと、ii) 申立期間において、申立人が国民年金の被保険者として国民年金保険料を納付していることが確認できること、iii) 申立人は、社会保険への加入がB団地の造成工事の受注条件であったと主張しているが、当時の発注側の関係者の所在が不明であるため、それを確認することができないこと等として、既に当委員会の決定に基づく平成21年8月5日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間におけるA社の厚生年金保険の適用を示すものとして、

新たに「昭和 51 年に申立人から社会保険に加入するよう勧められたが、社会保険に加入すると従来から加入している日雇失業保険が受給できなくなるという理由で断った。」と証言してくれる者が見付かったとしている。しかし、当該証言者は、「工事現場で働くようになった時期は昭和 39 年ごろからであり、それから約 12 年たったところに申立人に社会保険への加入を勧められた。」としている一方で、申立人が社会保険への加入を勧められたとしている C 氏は、昭和 56 年*月*日に自宅の火災により死亡していることが確認できるところ、「申立人に社会保険への加入を勧められた時期は、C 氏が亡くなった時期と近いと記憶しているが、それより前であったかどうかよく覚えていない。」とも証言しており、ほかに申立人から社会保険への加入を勧められた時期を特定できる具体的な証言は無く、当該証言者の証言内容に基づき A 社の厚生年金保険の適用の時期が 51 年であったとするのは困難である。

また、今回の調査により、A 社の健康保険・厚生年金保険事業所原票において同社の適用年月日として昭和 54 年 7 月 2 日の記載があることが確認でき、これはオンライン記録における同社の厚生年金保険の適用年月日及び申立人夫婦の厚生年金保険の資格取得日と一致している。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 821 (事案 319 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月4日から54年7月2日まで

私の夫は、昭和51年5月4日付けでA社を法人登記した際に、併せて健康保険厚生年金保険新規適用届を記入の上、社会保険事務所(当時)に提出したはずとしている。また、夫は、この手続は、当時に発注があったB団地の造成工事を受注するためには、社会保険への加入が受注条件となっていたため行ったものと確信しているため、私についても、51年5月に厚生年金保険への加入手続が行われたはずである。

前回の申立てにおいて、年金記録では、私の厚生年金保険の加入について、既に当該造成工事が終了した昭和54年7月からとなっているため、51年5月に訂正してほしいと申立てたが認められず、納得できない。

今回、新たに当時のことについて証言してくれる者が見付かったので、再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 昭和54年7月2日より前にA社に係る厚生年金保険の新規適用届が提出された形跡が見当たらないこと、ii) 申立期間において、申立人が国民年金の被保険者として国民年金保険料を納付していることが確認できること、iii) 申立人は、社会保険への加入がB団地の造成工事の受注条件であったと主張しているが、当時の発注側の関係者の所在が不明であるため、それを確認することができないこと等として、既に当委員会の決定に基づく平成21年8月5日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間におけるA社の厚生年金保険の適用を示すものとして、新たに「昭和51年に申立人の夫から社会保険に加入するよう勧められたが、

社会保険に加入すると従来から加入している日雇失業保険が受給できなくなるという理由で断った。」と証言してくれる者が見付かったとしている。しかし、当該証言者は、「工事現場で働くようになった時期は昭和 39 年ごろからであり、それから約 12 年たったころに申立人の夫に社会保険への加入を勧められた。」としている一方で、申立人の夫が社会保険への加入を勧められたとしている C 氏は、昭和 56 年*月*日に自宅の火災により死亡していることが確認できるところ、「申立人の夫に社会保険への加入を勧められた時期は、C 氏が亡くなった時期と近いと記憶しているが、それより前であったかどうかよく覚えていない。」とも証言しており、ほかに申立人の夫から社会保険への加入を勧められた時期を特定できる具体的な証言は無く、当該証言者の証言内容に基づき A 社の厚生年金保険の適用及び申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得手続の時期が 51 年であったとするのは困難である。

また、今回の調査により、A 社の健康保険・厚生年金保険事業所原票において同社の適用年月日として昭和 54 年 7 月 2 日の記載があることが確認でき、これはオンライン記録における同社の厚生年金保険の適用年月日及び申立人夫婦の厚生年金保険の資格取得日と一致している。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月ごろから 35 年 5 月ごろまで
私は、申立期間当時、A社に勤務しており、厚生年金保険料も給与から控除されていた。当時の同僚が勤務していたことを証明してくれるので、厚生年金保険被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び申立人の具体的な記憶から判断すると、申立人が、申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が同時期に勤務していたと主張している同僚のうち一人は、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、当該事業所では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いが行っていなかったことがうかがえる。

また、当該事業所は平成6年8月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主及び工場長も既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 1 日から同年 7 月 10 日まで
② 昭和 42 年 10 月 27 日から 43 年 4 月 1 日まで

私は、美大を卒業し、知人の紹介でA社に入社し、デザイナーとして勤務していた。社会保険事務所（当時）に同社における厚生年金保険の加入状況について照会したところ、わずか3か月間の加入記録であることが分かったが、私の記憶では勤務期間が1年くらいはあったと思うので調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に勤務していたとしているが、同社が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同喪失届の控えによると、申立人の同社における厚生年金保険の資格取得日は昭和 42 年 7 月 10 日、資格喪失日は同年 10 月 27 日と、それぞれ記載されており、これはオンライン記録と一致している。

また、申立期間において、A社に勤務していた複数の同僚に照会したものの、申立人を記憶している者はなく、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することはできない。

さらに、A社が保管している申立人に係る退職願には、昭和 42 年 10 月 26 日付けをもって退職したい旨の記載があり、この退職日の日付は、オンライン記録によるA社における申立人の資格喪失日（同年 10 月 27 日）と符合している上、同社は、上記の被保険者資格喪失届及び退職願から、オンライン記録どおりの届出を行い、記録の無い期間の保険料を申立人の給与から控除することは考えられないとしている。

加えて、オンライン記録により、申立人は、申立期間を含む昭和 41 年 4

月から42年6月までの期間及び同年10月から44年6月までの期間において、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。